広島市政と市民

テレビ放送「市民とともに」

ラジオ中国テレビ
（4チャンネル）
毎週日曜日の午前8時15分から午前8時30分までの15分間
ご意見やご感想は、市役所広報課かラジオ中国演出課まで

しはすの魚河岸
（草津魚市場で）

12月15日号

編集・発行／広島市広報室広報課（電話代表41－1111）　印刷／株式会社 柳盛社印刷所　発行日／昭和40年12月15日　No. 206

似島へも太田川の水を

広島市の水道は全国で5番目に古いもので明治29年に軍用水道として起工、同32年に通水されました。当時の規模は、給水人口12万人1日最大給水量は約1万3千立方㍍でした。

それから現在まで4度の拡張工事と2度の改良工事についで、昭和36年から第5期拡張事業にはいり1日25万立方㍍の配水能力を目標に工事を進めてきました。現在1日の配水能力は20万立方㍍にまで高められましたが、中国地方の中心都市として躍進を続ける広島市は、いまのテンポで人口が増加しますと、昭和47年には60万人に達するものと推定されます。

このため、1日の配水能力を30万立方㍍（新装の広島民衆駅をマスとした場合は2ハイ強）まで高め、「完全給水」ができるよう、ことしの2月に事業計画を変更し、昭和44年の完成をめざして工事を急いでいます。

工期を44年まで延長
工費も85億円に

第5期水道拡張事業の変更

六十万人の給水を確保

八木地区（安佐郡）へ新浄水場

当初の五期拡張事業のあらまし

当初の第五期拡張事業計画は、昭和四十七年の給水人口の目標を五十八万七千人におき、一日配水能力二十五万立方㍍に高めるため、工期を昭和三十六年から四十三年までの七か年継続として、総事業費四十億円で、三十六年四月に着工、すでに、牛田浄水場本館や強制沈澱池、急速ろ過池の完成、市内西部・東南部地区配水本管の開通、仁保配水池の建設などの事業が順調にはかどっています。

しかし、市街地ビルの高層化や周辺部の宅地造成による人口増加、海浜埋立地への企業進出など、最近の市勢の伸びはいちぢるしく、加えて生活様式が向上したため、使用水量は増加の一途をたどり、ことしの夏には一日二十万八千立方㍍という施設能力をはるかに越える給水量を記録する状況で、水不足のため、周辺地区などでは水の出のよくない地区が多く出るありさまでした。

このように、水の需要が急速なペースで伸びており、さらには、広島広域都市圏構想による水の需要規模の増大を予想しますと、当初計画の配水能力の規模では、将来の給水計画に支障をきたし、市民生活、産業、消防などに脅威を与え、ひいては広島市の発展をはばむような「水不足」になるという見とおしが明らかになったため、ことしの二月、「完全給水」をたて前に当初計画の大幅な手なおしを行ないました。

黄金山の中腹に建設中の仁保配水池

変更された二次計画のあらまし

このような事情と将来の展望に立って、当初の計画に慎重な再検討を行なった結果、つぎのように変更しました。

①給水人口の目標を六十万人にする。②工期を一か年のばして、昭和四十四年三月までの八か年継続事業とする。③配水能力を十五万立方㍍（牛田浄水場五万立方㍍、八木新浄水場十万立方㍍）ふやし、総配水能力を一日三十万立方㍍にする。④給水区域に新しく似島を加える。⑤事業費の総額を八十五億円に増額する。

新浄水場の建設場所を安佐郡佐東町東野から八木に変更したのは、太田川の流水事情が当初の計画当時より大きく変化し、将来は取水不能になるおそれが技術的にはっきりしたためで、この点、将来まったく心配のない八木地区が最適の場所として選ばれたもので、一日の給水能力も東野浄水場計画のそれをさらに五万立方㍍うわまわる十万立方㍍に増強されました。

この八木浄水場から己斐配水池まで、三千七百五十㍍のトンネルを含めて総延長一万一千六百㍍の送水管を通し、西部一帯へ給水する計画で、これができあがる昭和四十四年には己斐地区以西、観音江波、舟入などの地区は水の出がよくなる見込みです。

似島へ海底から送水

似島への給水計画は、新しく加えられたもので、第五期拡張事業の中でも白ビの事業といえましょう。この離島給水は海底に送水管を布設し、海を越えて送水する珍しい規模のものです。似島は現在船着き場付近の家屋密集地帯しか水が出ず、しかも、その量が少ないうえに水質が悪く、夏の渇水期には水が出ないこともしばしばで、昨年はそのため給水船で水を運んだほどです。また、地元からも数年来、上水道を早く設置してほしいという強い要望が出されていました。

いま似島は、〝ミカンと観光の島〟に生まれ変わるため、島を一周する新しい農道の建設などの画期的な活動が進められています。二・三年後に水道が引かれることによって、これまで使っていた地下水をミカンづくりや養豚に向けられ、また、海水浴場などのレクリエーション施設も設けられる予定で、将来、〝ミカンと観光の島〟として脚光をあびることも夢ではなくなるでしょう。このように、似島給水は、地元の人の期待はもとより、一般からも深い関心が寄せられています。

この〝水のかけ橋〟の計画は、出島町から似島北端までの海底四千六百三十㍍に、口径三百ミリの水道管を布設し、一日千七百立方㍍を送水、これを山の上の配水池にいったんポンプであげ、自然流下式で各戸へ給水するものです。

広島と似島を結ぶ送水管の計画図

島の人口は現在二千七百人ですが、将来の産業・観光開発などによる人口増加を見込んで計画給水人口は五千人分にしてありますので、人口が増加しても当分水不足はおこりません。総工費は約三億円で近いうちに海底の調査にかかり、昭和四十二年じゅうには給水を始める予定です。

事業費ぼう張の原因

事業費が一挙に八十五億円にふくれあがったのは、当初計画の策定当時に比べ、いろんな資材の物価があがったこと、新しい浄水場の設置場所を四キロ上流の八木地区に変更し、さらに給水能力を五万立方㍍増加したこと、似島への給水計画が新しく加えられたことなどが原因で、これをまかなう財源はほとんどが起債です。この工事が完成すれば給水能力は一躍これまでの二倍になりますので、市内の水不足は大幅に解消され、周辺部や高台地区の給水事情もいちぢるしい好転が見込まれ、似島の人たちにも待望の太田川の水を飲んでもらえることになります。

整備された水源地＝向う側右が浄水場本館

配水設備の整備も

以上のように大規模な施設拡張工事に併行させて、市周辺部を対象にした配水設備整備の五か年事業（昭和四十年～四十四年）も行なっています。工費総額八億五千万円、百五十ミリから八百ミリの配水本管の布設総延長は七万八千六百㍍にもなります。

五期拡張事業が心臓部の強化にたとえるなら、この配水設備の整備は血管の手当てということになるでしょう。

市民相談課はあなたの窓口

回答は早く、しかも確実に

どんなことでもお気軽にご相談を

市民相談課は、「どんなことでも遠慮なく申し出られる市民の窓口」という目的で、昭和三十四年十二月に開設され、ことしの十二月で満六年を迎えました。そのあいだ、相談職員や相談室などの充実をはかってきましたが、市民のみなさんの相談も年ごとにふえ、最近では月平均三百五十件余りにのぼっています。お受けした相談を分類してみますと、市役所の仕事は道路、下水、保健衛生などに対する要望や意見が多く、そのほか市政のすべてにわたっています。また、借地、借家、家族関係など身近かな、しかも深刻な相談もかなりあります。

こうしたみなさんの声は、それぞれ担当の機関へ連絡して解決をはかり、みなさんが納得されるよう努めております。

苦情・要望・ご意見もどうぞ

市役所の仕事に対する苦情、要望、意見などのお申し出は、手紙でも電話でもけっこうですが、できれば市民相談課へおいでになり、直接お話しをしていただくほうが、よりくわしい事情をお聞きすることができます。

市民相談課でお受けしたことがらは、すぐに主管課に連絡し、できるだけ早く処理して、責任のあるお答えをさしあげる方針です。処理が長びいたり、あるいは、当分のあいだご要望に応じられないような場合でも、そのことを早めにお知らせすることにしています。

ラチがあかない場合

市役所の仕事も複雑になってきましたので、いそがしさにまぎれてときに不案内のことがあり事情のよくわからない人が、あっちこっちと迷われることがあんがい多いものです。

こんなときには市民相談課へ直接おいでください。お申し出の内容をよく聞き、必要があれば担当課の職員といっしょにお話しをするようにしております。

議事録をかならず

国や県の仕事に対する要望や苦情は、それぞれの官庁へ直接お申し出になってもけっこうですが、どこに話してよいかわからないときは市役所市民相談課へおたずねください。とりつぎをします。

集会へ出向いて行なう相談

市役所の庁舎の中で行なう相談だけでなく、各地区へ出向いて、みなさんの身近かな場所で相談をお受けすることもやっています。そのときには、あらかじめみなさんにお知らせしますから、遠慮なくご利用ください。

【市政懇談会】地区の代表者からあらかじめ問題をとりあげて市民相談課へ申し込みをしていただけば、市役所の幹部が出向いて質問にお答えするとともに、市役所の方針も説明します。

【動く市民相談室】ふた月に一回は市民相談課の職員が地区へ出張して相談をお受けしています。

日常生活に結びつく切実な相談も

毎日の生活の中でおこるさまざまな問題、たとえば借地、借家、相続、金銭貸借などの問題もよく持ち込まれます。

このような相談は、市民相談課で解決することはできませんが、法律や判例などのひとおりの説明を行なったうえで、なお適当な相談機関をお教えしたり、お取りつぎをしたりして、問題解決のお手伝いをしております。

室内で相談に応じる職員たち

市営住宅の入居者を募集

来年1月7日から13日まで

昭和四十年度市営住宅の完成の日も迫りました。この市営住宅への入居希望者はつぎの要領にしたがって早めに申し込んでください。

◇受付付期間

昭和四十一年一月七日（金）午前九時から一月十三日（水）午後四時まで六日間

◇受付付場所

平和記念館二階ホール（平和記念公園内）

◇申込み方法

市営住宅入居申込書に必要なことがらを記入のうえ、つぎの書類を添えて受付け期間内に申し込むこと

①給与証明書（入居しようとする親族で収入のある人）②住民票謄本（申込日において市内に引続き一年以上住んでいる人）③米穀通帳か保有米証明書（申込日において市内に一年以内住んでいる人と市外に住んでいる人）④証明書（㋑結婚したが婚姻届をまだ出していないという人は、現在住んでいるところの民生委員の証明書㋺婚約している人は媒妁人の証明書と住民票の抄本）⑤申込票（いままでのものがあればその申込票でよい）⑥抽せん通知書

市営住宅入居申込書は、十二月十五日から市役所南庁舎の地下売店で、一部十五円で販売しています。

◇申込み資格

①市内に住所がある人、市内に勤務場所がある人②現在同居している人か、あるいは同居しようとする親族（三親等以内の親族、内縁関係にある人、すでに婚約し、入居日までに同居できる人を含む）がある人③入居の申込みをした日において、申込者と②の親族の過去一年間における所得金額（所得税法の例に準じて算出した額）を十二でわった金額の合計から、扶養親族ひとりにつき二千円を控除した金額がつぎの収入基準内である人＝㋑第一種住宅／二万円（該当する住宅家賃の六倍が二万円未満であるときはその金額）をこえ、三万六千円以下であること㋺第二種住宅／二万円以下であること④現在住宅に困っていることが明らかな人

なお、くわしいことは住宅管理課（電話四一一一一庁内三七三・六三〇）まで。

建設地	種別	構造	戸数	間取り	定貸 家賃	入居予定日
戸坂町桜が丘	1種	簡易耐火造2階建て	戸 35	6畳、4.5畳板間	円 4,200	昭和41年3月末ごろ
	〃	中層耐火造4階建て	30	6、4.5、4.5板間	5,600	〃
	2種	簡易耐火造2階建て	41	4.5、3、板間	2,900	〃
	〃	中層耐火造4階建て	16	6、4.5、板間	4,900	〃
戸坂町大上	〃	簡易耐火造平家建て	17	4.5、4.5板間	3,300	〃
庚午北町	〃	中層耐火造4階建て	17	6、4.5、板間	4,800	〃
合計			156	▽戸坂町大上の戸数のうち7戸は母子家庭むき▽板間は台所兼食堂のこと。		

20大ニュース カメラ・アングル

ことしもあとわずかで暮れようとしています。この1年間、市政のうえにもあれこれと、いろんなできごとがありました。では、おもな市政ニュースをカメラで追って見ましょう。——題して、1965年カメラアングル。

① 太田川放水路に通水　五月十四日

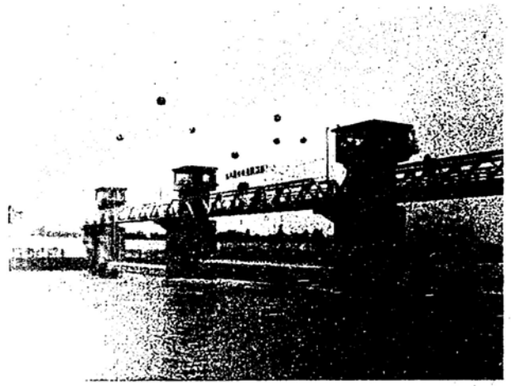

33年の長い年月と 130億円のばく大な経費をかけて建設されてきた太田川放水路がほとんど完成し、待望の通水式が行なわれました。これで広島市を洪水の魔手から守ることができます。

② 広島民衆駅デビュー　十二月一日

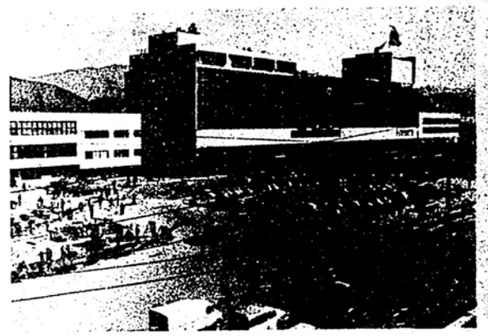

〝大広島の表玄関〟広島民衆駅が待望のうちにデビューしました。地上7階、地下1階のビルの中には、百貨売場、大浴場、ホテル、駐車場、映画館などがあり、大きさは全国6番目です。

③ 青少年センターが完成　十二月二十五日

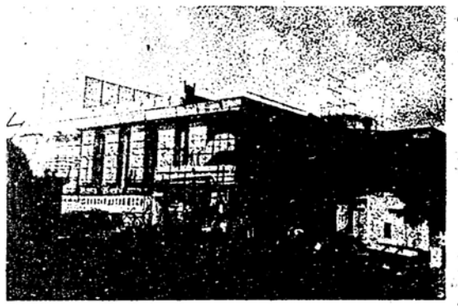

〝若人の殿堂〟青少年センター（青少年会館、青年の家）が完成しました。開館は来年1月15日の予定ですが、そのあかつきには、青少年の豊かな人間性を養う場として活用されるでしょう。

④ 被爆二十周年記念行事を実施

（写真上から平和式典、市歌発表会、歩み典）

被爆20周年を記念して、8月6日には平和記年式典が、8月18日には広島市歌発表会が、そして10月15日から1週間、躍進広島20年の歩み典がそれぞれ開かれました。

⑤ 新住居表示制度を採用し、町界・町名を変更　四月一日

新しい住居表示制度が、まず、市内の中心部を対象にして実施されました。同時に、町界・町名も変更され、新しく38か町が誕生し、72か町が姿を消しました。

市政 1965年の

⑥ 特別被爆者の範囲が拡大　十月一日
初の被爆者実態調査を実施　十一月一日

原爆医療法の一部が改正され、特別被爆者の範囲が拡大されました。また、全国的な初めての被爆実態調査が基本・生活・健康の3つの調査にわけて行なわれました。（写真は健康調査風景）

⑦ 県立屋内プールが完成　八月七日

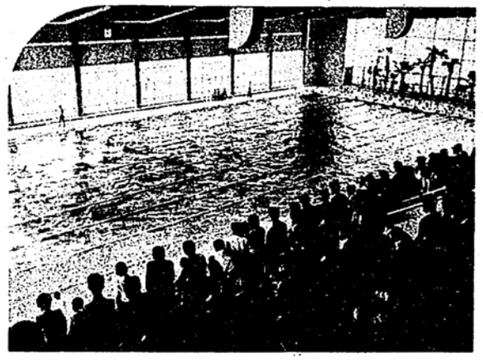

全国で3番目に大きな県立屋内プールが基町の市民球場裏側にできあがりました。50㍍、9コースの温水プールで、スタンドには 1,500人の観客を収容することができます。

⑧ 戸坂住宅団地の宅地造成工事が完成　五月三十一日

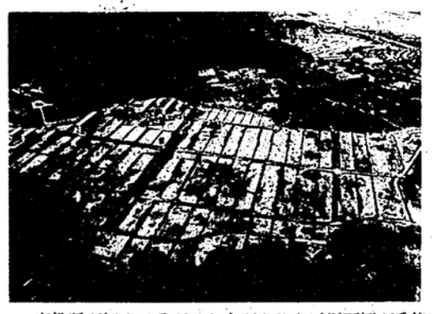

市役所が初めて手がけた大がかりな戸坂町桜が丘住宅団地の宅地造成工事が終わりました。あと道路整備などの付帯事業が完成し、家屋が建設されたあかつきにはりっぱな団地になります。

⑨ 「市民いっせい清掃」を実施　六月二十六日・七月十七日

6月20日から7月20日までを「都市美化月間」と定め、月間中、「市民いっせい清掃デー」を設けて、浜井市長を先頭に、市民のみなさんとごいっしょに、平和公園一帯を清掃しました。

⑩ 装いを新たに元宇品海水浴場が海開き　七月十六日

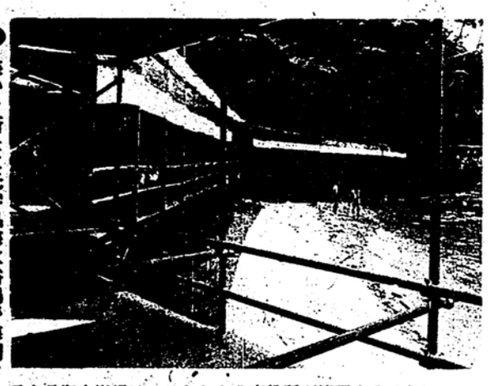

元宇品海水浴場は、ことしから市役所が管理することになり、市民の楽しいレクリエーションの場として海開きをしました。開場してから8月31日まで、約14万8千人が利用されました。

⑪ 比治山・庚午線、中島・吉島線の道路整備が完成

比治山、庚午線（100㍍道路）が3月25日に、中島・吉島線が11月30日にそれぞれ整備され、舗装工事も終わり、交通難の緩和に大きな役割りを果しております。

（写真右が比治山・庚午線
左が中島・吉島線）

⑫五つの橋が開通

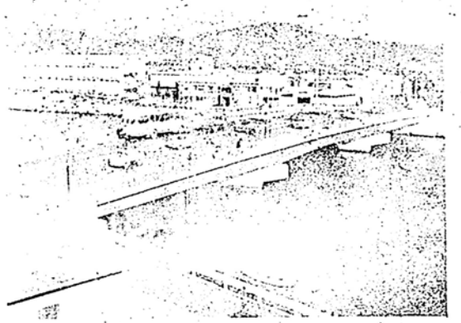

新住吉橋

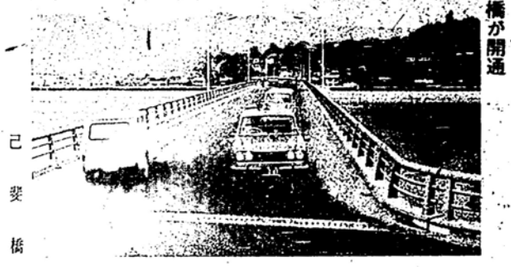

己斐橋

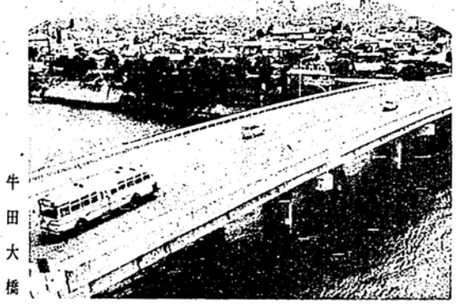

牛田大橋

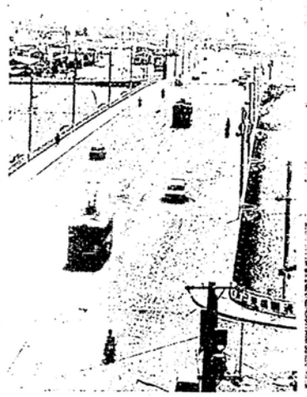

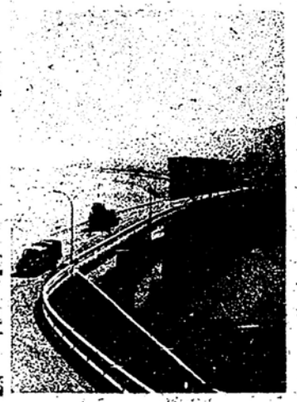

左ナか大芝橋

ことしは5つの橋が開通しました。3月6日に新住吉橋、5月13日に牛田大橋、5月14日に大芝、己斐、新己斐の3橋がそれぞれ開通し、交通ラッシュの解消にひと役かっています。

⑬市営住宅四百二戸の建設に着手 八月二十五日(上)
日本住宅公団アパートが完成 十二月八日(下)

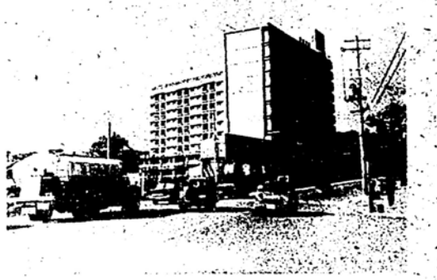

ことしの市営住宅402戸の建設に着手しました。また、市役所の誘致運動が実を結んで、基町に建設されていた日本住宅公団の9階建て高層アパート（1期分の住宅部分105戸）が完成しました。

⑭市役所南庁舎が完成 四月五日(上)
電子計算機を導入 七月二十日(下)

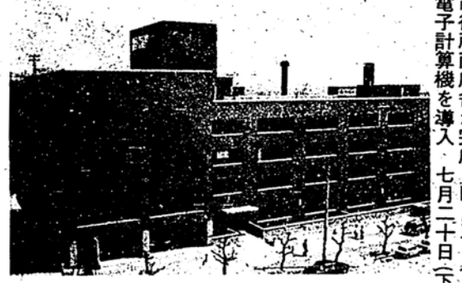

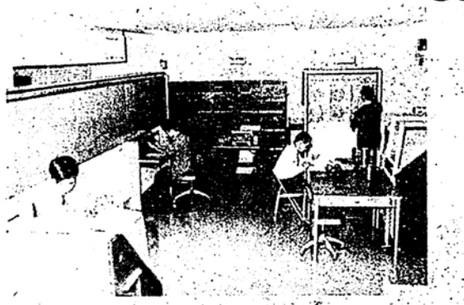

市役所南庁舎が完成し、窓口関係課の一部や市議会関係が移転しました。この庁舎には電子計算室もあり、8月末から電子計算機を使って事務を始めました。

⑪草津・庚午沖埋立て計画を説明 一月八日

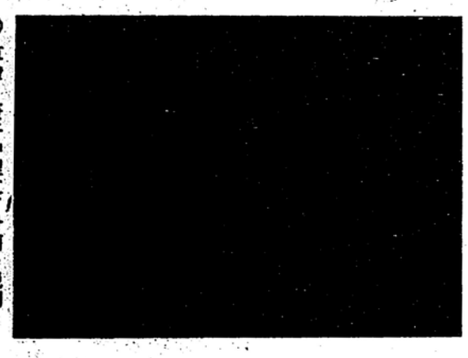

浜井市長、西村助役ら関係幹部が地元へ出向き、埋立て計画のあらましを説明し、地元関係者の協力を求めました。現在、この大埋立て計画の具体案が検討されています。

⑮ボルゴグラード市親善使節団が来広 十一月二日

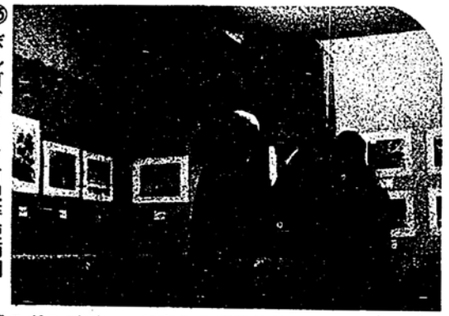

ソ連のボルゴグラード市から親善使節団一行4名が広島市を訪問、「広島：ボルゴグラード親善写真展」に出席されたのをはじめ、各種団体や市民のみなさんとも交流を深められました。

⑯フェリー・ボートの発着場が完成 五月一日

宇品の市営桟橋にフェリー・ボートの発着場が完成し、450人の旅客のほか、中型車で30台を一度に乗せることができる500トン級のフェリー・ボートが発着できるようになりました。

⑰西新天地広場の立ちのき問題が解決 十月二十九日

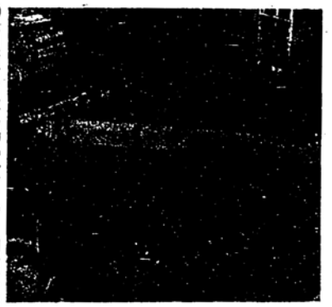

長引いた立ちのき問題は地元関係者の自主的な協力によって解決しましたので、市役所では公園として整備しました。これで市民のみなさんの〝いこいの場〟に生まれ変わったわけです。

⑱中山小学校の新校舎が落成 十月一日

市教育委員会は、周辺地区の学校整備に力を入れております。そのひとつである中山小学校の新しい校舎（普通教室6、特別教室1、職員室、保健室など）が完成、喜びのうちに落成式がありました。

⑲不法建築立ちのき促進協議会が発足 八月二十一日

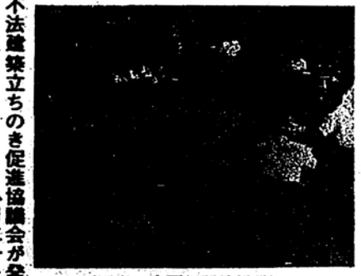

（写真は中国新聞社提供）

市内にある不法建築約2,400余戸の立ちのきを促進するため、「不法建築立ちのき促進協議会」が発足しました。この協議会は、市議会側18名、理事者側9名の委員で構成されています。

ことしのおもなできごと

1・8 草津・庚午沖埋立て計画のあらましを地元関係者に説明
1・13 〝動く公民館〟スタート
1・17 用途地域を大幅に変更
3・1 二葉の里立体交差の拡張工事に着手
3・6 新住吉橋が開通
3・25 比治山・庚午線の道路整備が完了
4・1 新住居表示制度を採用、町界・町名を変更
4・1 国民健康保険料を改正
4・1 シ尿汲取り手数料を改正
4・5 市役所南庁舎が完成
4・27 広島広域都市圏建設推進協議会を結成、広島広域都市圏建設基本計画（案）を公表
5・1 フェリー・ボートの発着場が完成
5・13 牛田大橋が開通
5・14 太田川放水路に通水
5・14 大芝・己斐・新己斐の三つの橋が開通
5・31 己斐商店街の立ちのきが完了
5・31 市民病院の増築工事完成
5・31 戸坂住宅団地の宅地造成工事が完成
6・1 ユース・ホステルのプールが完成
6・26、7・17 市民いっせい清掃を実施
7・16 元宇品海水浴場が装いを新たにして開場
7・20 原爆ドームの耐久度調査を開始
8・6 被爆二十周年の平和記念式典を挙行
8・7 県立屋内プールが完成
8・18 広島市歌発表会を開催
8・21 不法建築立ちのき促進協議会が発足
8・25 市営住宅四百二戸の建設工事に着手
10・1 第十回国勢調査を実施
10・1 特別被爆者の範囲が拡大
10・1 中山小学校の新校舎落成
10・15～10・21 躍進広島二十年の歩み展を開催
10・18 児童館の建設工事に着手
10・29 西新天地広場の立ちのき問題が解決
11・1 初の被爆者実態調査実施
11・1 己斐ショッピング・センターが開店
11・2 ソ連のボルゴグラード市から親善使節団が来広
11・30 中島・吉島線の道路整備が完了
12・1 広島民衆駅デビュー
12・2 草津・庚午沖埋立て計画を発表
12・8 日本住宅公団アパート期分（住宅部分）が完成
12・25 青少年センターが完成

年末・年始の市役所の仕事

年末・年始の市役所の一般事務は、12月29日から来年の1月3日まで休みますが、一部はつぎのとおり仕事をします。

◇消防局　消防の第一線業務にたずさわっている職員は、年中無休で待機し、まんいちの場合に備えております。

◇下水部管理課（千田下水処理場内）　簡単な補修工事は休まずに受け付けます。

◇各保健所　伝染病・食中毒発生時は休まずに関係業務を行ないます。

◇舟入病院　伝染病が発生したときは、休まずに患者の収容にたずさわります。

◇高天原火葬場　年末は12月31日まで仕事を行ない、来年は1月3日から仕事を始めます。

◇東・西公益質屋　年末は12月30日まで仕事を行ない、来年は1月6日から仕事を始めます。

◇中央卸売市場　食肉中央卸売市場　年末は12月30日まで仕事を行ない、来年は1月4日から仕事を始めます。

◇ユース・ホステル　無休

◇広島城郷土館　年末は12月28日まで開館し、来年は1月3日から開館します。

◇浅野図書館・児童図書館　年末は12月27日まで開館し、来年は1月6日から開館します。

◇水道局管理部工事課　修理班が無休で待機しています。

◇市民病院　年末は12月28日までと12月30日午前中診察します。12月29日と31日は休診します。来年は1月4日から診察を始めます。

広報版

お知らせ

□□□□ インフルエンザの予防接種を受けましょう

ことしもインフルエンザが流行するものと思われます。

インフルエンザは、からだが弱っているときにかかりやすく、これを防ぐには予防接種を受けることが第一です。寒さに向うおりから、からだをじょうぶにして快適な冬をすごしましょう。

市役所では、十一月一日から保育園、幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒を対象に予防接種を行なっています。

市民のみなさんも早めに保健所でお受けください。予防接種は一週間おきに二回受けていただくことになっています。

料金はおとな一回〇・五cc、百三十円です。

◇東保健所＝毎週木曜日、午後一時から午後四時まで。

◇西保健所＝毎週火・水・木曜日午後一時から午後四時まで。毎週金曜日、午前九時から午前十一時三十分まで。

◇南保健所＝毎週月・水・金曜日午後一時から午後四時まで。

坊やも予防注射＝西保健所で

□□□□ 舟入病院の電話番号が変わりました

舟入病院の電話番号が十二月一日から変わりました。

新しい代表電話番号は、三二一―六一九五です。

このほか、病棟の夜間専用電話番号として三二一―三二四五がつきました。

□□□□ 高校生のデザインポスターを募集します

来年の二月一日から六日まで、「第七回総合デザイン展」が開かれますが、これを記念して高校生のポスター・コンクールを行ないます。ふるってご応募ください。

主題／自由

規格／五十二センチ×七十二センチ　七色以内

応募資格／県内の高校生

送り先／広島総合デザイナー協会（市内東雲町　広島市工芸指導所内　電話六一―七一四六）

締切り／昭和四十一年一月十五日

発表／学校をつうじて通知する。

また、会場にも掲示する。

賞／入選作・佳作には賞状と副賞を、応募者には参加賞をそれぞれ贈る。

その他／応募枚数は制限しない。応募作品の裏には学校名・学年・氏名、題名・返却希望の有無を記入すること。入選作品などは展示会場に展示する。

年末・年始のじょうずな旅行のコツ

年末年始にかけて旅行される人が多くなりました。せっかくの楽しい旅行ですから事故のないよう、より有効に過されるためのプランをたてましょう。

国鉄でもこれに備えて12月21日から1月15日まで、臨時列車を大増発するほか、みなさんに少しでもラクに旅行していただけるように、いろいろなダイヤルを組んでいます。しかし、例年下り列車は12月30日と31日がピークで、上り列車は1月4・5日がピークになります。したがって、列車の混雑をさけるよう計画をお立てになってはいかがでしょう。また、できるだけ広島駅始発の列車を利用されるほうが便利です。

大阪へは臨時列車や定期列車がたくさん発車しますので比較的ラクに帰れます。

東京・名古屋方面へ旅立たれる人は「着席券」をお求めになるのもひとつの方法です。

なお、くわしくは広島駅総合案内所（電話61―6441）へおたずねください。

【写真は国鉄ご自慢の緑の窓口】

みんなで日がけ月がけを

気楽で便利な納税方法

いろいろな税金を決められた期日までに納めることは、平素からよく心にかけて準備をしていないとできにくいものです。そのためには一定の額を日がけ、月がけなどで貯金をしておくのが一番よい方法ですが、これも自分ひとりだけで実行することは非常にむずかしいことです。

納税貯蓄組合は、このような、ひとりでは困難なことを多数の協力で簡単に、しかも有利に実現できる仕組みになっていますから、町内会とか、おたがいの職場とか同業者のあいだでご相談のうえ組合をつくり、ひとりでも多く組合員になられることをおすすめします。

組合をつくるには

◇一定の地域に住んでいる人や、同一業種または勤務先などを単位にして、市税の納税義務のある人が集まれば組合をつくることができます。

たとえば、一世帯で主人には市民税がかかり、妻には固定資産税がかかり、また、長男には軽自動車税がかかっておれば、一世帯で三人の組合員ができるわけです。

◇組合設立の届はたいへん簡単です。組合の代表者が市役所主税課へ連絡くだされば、ご相談にまいります。

◇組合への加入、脱退は自由です。

組合の特典は

◇組合事務に必要な経費の一部として、市役所が補助金を出しています。

◇納税貯蓄組合預金の利子は、普通預金の利子より高く、そのうえ預金利子には所得税がかかりません。

現在、広島市には三百二十の組合（組合員一万六千四百人）ができています。

なお、納税貯蓄組合についてのご相談は、主税課（電話四一―一一一一庁内二五七）へお申し出ください。

広島市政と市民

特集号
編集・発行
広島市広報室広報課
印刷／山部印刷株式会社
発行日／昭和40年12月20日
No.207号

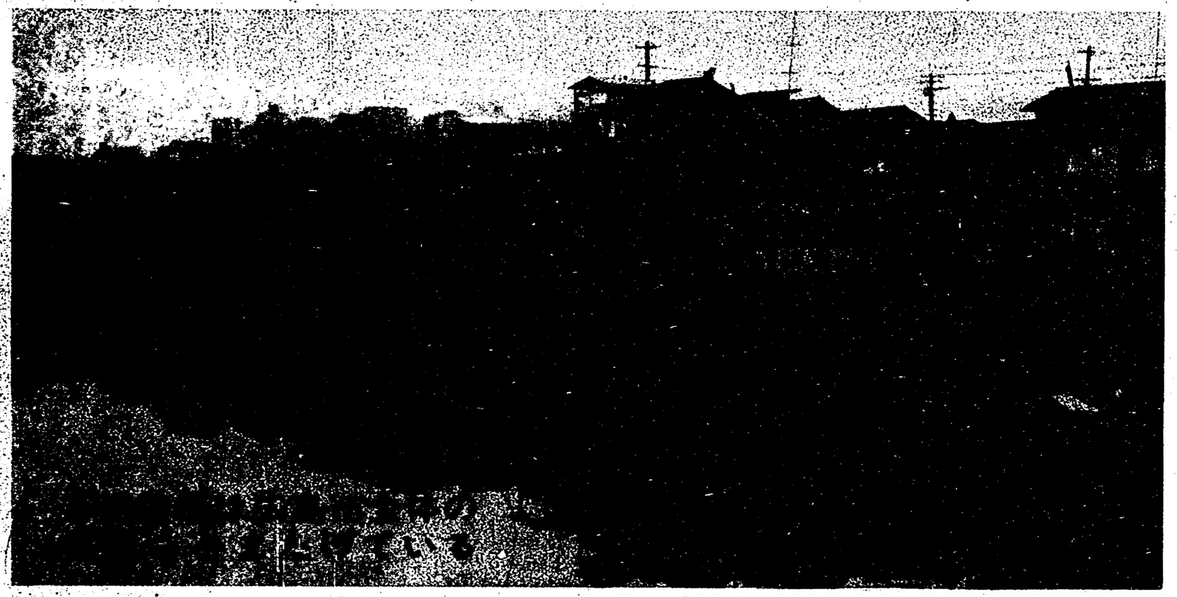

将来の見とおしに立った都市計画

都市計画は市民全体のために

さまざまなビルが立ち並び、広い道路と緑地帯を縦横にめぐらした活気あふれる近代都市広島―二十年前の惨状を思えば、ここまで驚異的な復興をなしとげた雄姿を見ることはまるで夢のようです。

原爆によって廃墟になった広島の復興計画は、昭和二十一年二月に設けられた復興審議会で検討されました。その構想は、戦前の城下町から発展した軍都広島の都市計画を白紙にかえした近代的な復興計画でした。すなわち、将来の産業経済の発展や交通網の発達を考えた幹線道路の建設、防災上からも、また、市民のみなさんのくいの場としても必要な公園や緑地帯の整備計画など、都市計画の基本的なことがらが定められ、その答申によって都市計画が決定され今日まで、これにもとづいて復興建設事業が推進されてきました。

広島市がここまで復興し得たのは、市民のみなさんのなみなみならぬ熱意と協力のたまものであることはいうまでもありませんが、このような一貫した計画にもとづいて建設が進められたからであります。

都市計画は長い見とおしの上に立って、広島市全体の発展を考えさらに、その発展が他の地域や国とどのように関連づけられてゆくかということを、じゅうぶん検討した結果立てられたものです。

ご承知のように戦災復興都市計画は最終的仕上げの段階にはいり関係者の協力を得て、区画整理によってすでに一万二千戸の建物の移転・除却を終わりましたが、現在、なお一部計画道路や河岸緑地上に不法建築が存在し、事業の遂行をはばんでおります。

この不法建築は、市内の河岸を中心に、全部で二千四百余戸、約三千百世帯もあり、幹線道路の建設や河岸緑地の整備に大きな支障をきたしているばかりでなく、川の汚染など環境衛生の面からも河川管理のうえからも、また、火災予防などの面からも放置できないものであります。

不法建築の移転は自力が建て前

市役所では、昭和二十三年から昭和三十九年にわたり、不法建築の所有者・占有者に自発的に立ちのくよう督促してきましたが、いまなお、これに応じないで公共用地を不当に占拠使用しているのが実情です。

そこで、この不法建築を本格的に処理するため、「不法建築立ちのき促進協議会」を設け、さる八月二十一日に初会合を開いて以来再三会合を重ねて対策を検討しました。その結果、つぎのような基本方針を定め、いよいよ実施することになりました。

それは、①不法建築物の所有者占有者は自力で移転すること。②この方針に応じない人は、関係法規にもとづき土地のあけ渡しと建物の取りのぞきを命ずる。③この処分に応じない人に対しては、関係法規にもとづく直接施行、代執行、その他の処置を行なう。④これらの処置を行なうときは、とくに必要な人に対しては実情に応じて仮設住宅を提供する。ただし営業などの救済はしない。⑤不法建築の所有者・占有者が自発的に移転したときは、移転雑費を支給する。⑥不法建築の所有者・占有者が移転を終わったのち、希望者にはできるだけの相談に応ずる。

という六項目です。

不法建築の処理は、あくまでもこの基本方針にもとづいて整理計画を実行に移したいと思っておりますが、市民のみなさんもすでにご承知のように、さる十月三十日にたまたま的場東部商店街に火災が発生し、問題がおこっています。

的場地区の河岸は道路と緑地帯に

この的場東部商店街のある猿猴川の河岸部分は、都市計画にもとづいて、基町一帯へ通ずる幅三十六メートルの幹線道路と緑地帯に整備することに決定しており、とくに、この地区一帯は交通の障害がはなはだしく、大多数の人たちの利益のため、来年度に完成する予定の上柳橋の架橋工事にあわせて、一日も早く幹線道路の整備を急がなければならない状況にありますが一部の人たちのために、この事業の推進がはばまれていることはたいへん遺憾なことです。

不当な元地・換地の二重使用

幹線道路の建設に大きな障害

商店街の関係者は、「われわれには、この土地を使用する権限があり、不法建築ではない」という主張をしています。しかし、この土地はもともと公用地と民有地で、公用地の使用に当たっては、当時の事情から期限を切って許可したものですが、すでに使用期限が経過し、効力を失っています。しかも、すでにこの的場東部商店街の人たちがおられる元地（不法建築が建っているところ）に対しては、別の場所に換地が指定され、現在はそれぞれ使用されています。

不当な、土地の二重使用

この中には、元地と換地を二重に使用しているもの、または換地を使用して、元地にある建物を他の人に売っているものが二十件余りもあるというのが実情です。道路・緑地は区画整理により、区画整理区域内の土地所有者が、それぞれ少しずつ供出して生み出された土地なのです。したがって、一部の人たちの利己的な主張は、公共的な立場から考えて、まったく不当なことで、許されるべき問題ではありません。

立ちのきのための余裕期間にも限界

的場東部商店街関係の不法建築物の所有者・占有者に対しては、昭和二十三年九月から昭和二十七年八月のあいだに、各個の換地を発表し、昭和二十六年八月から昭和三十年十一月のあいだに、各個に換地指定の通知を出しました。この換地を使用されると同時に元地の建物は立ちのいてもらわなければならなかったわけです。しかし、いぜんとして立ちのかないので、昭和三十四年三月を最初に昭和三十九年一月を最後に、関係法規にもとづき、期限をつけて不法建築の各個に対して移転・除却命令を出しましたが、いずれもすでにその期限が過ぎております。

市役所としては、自主的に立ちのかれるため、じゅうぶんな余裕期間をおいていたわけです。とくに火災が発生した個所の人たちに対しては、この個所は近く立ちのいてもらうべき場所になっていたので、新しく建物を建てたり、改築したりすることを固く制止して、このことを再三通知したにもかかわらず、この制止を無視して建築が強行されたのです。一時、市役所の仮設住宅に入居された人たちもまたその建物に住まれたのです

的場東部商店街の立ちのきに当たっては、市役所としては、自主的な立ちのきを望んで、たびたび折衝を続けてきたのですが、これに応じられないままで今日にいたりました。このままでは、公共のために行なわなければならない都市計画事業の遂行上支障をきたしますので、やむを得ず関係法規にもとづいて、市役所の手によって建物を取りこわさなければならない段階にきております。

みんなが協力して町づくりを

市役所はあくまでも広島市全体の発展のために、公共的な立場から事業を進めていくみなさんの勝手口です。わたくしたちの広島市は、わたくしたちみんなが協力してつくりあげてゆかなければならないことを重ねて強調しなければなりません。

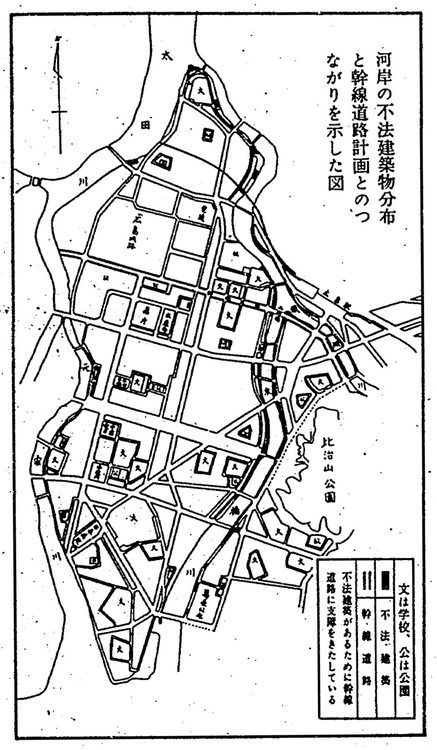

河岸の不法建築物分布と幹線道路計画とのつながりを示した図

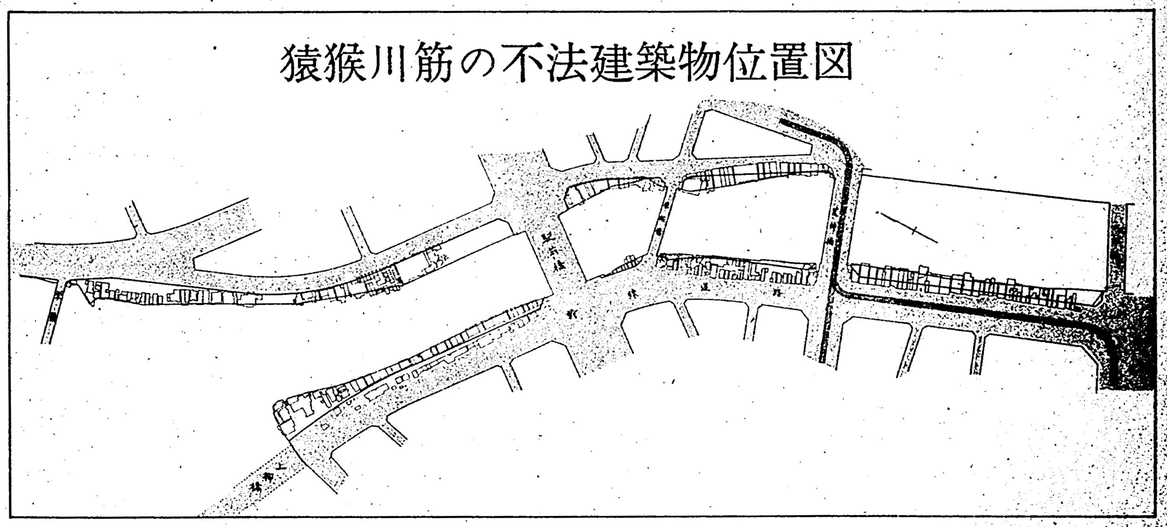

猿猴川筋の不法建築物位置図